

# ○航空自衛隊輸送規則

昭和52年10月31日 航空自衛隊達第16号

航空幕僚長 空将 平野 晃

昭和55年12月5日	航空自衛隊達第25号	平成13年7月11日	航空自衛隊達第32号
昭和56年2月2日	航空自衛隊達第8号	平成14年7月24日	航空自衛隊達第17号
昭和57年4月30日	航空自衛隊達第15号	平成15年3月26日	航空自衛隊達第8号
昭和57年12月16日	航空自衛隊達第38号	平成15年7月25日	航空自衛隊達第31号
昭和59年1月19日	航空自衛隊達第1号	平成18年3月23日	航空自衛隊達第9号
昭和59年5月8日	航空自衛隊達第15号	平成18年3月24日	航空自衛隊達第13号
昭和59年10月8日	航空自衛隊達第26号	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
昭和60年1月23日	航空自衛隊達第2号	平成19年5月30日	航空自衛隊達第28号
昭和60年3月27日	航空自衛隊達第12号	平成20年12月1日	航空自衛隊達第36号
昭和61年11月10日	航空自衛隊達第22号	平成21年3月27日	航空自衛隊達第10号
昭和62年3月20日	航空自衛隊達第15号	平成23年8月15日	航空自衛隊達第32号
昭和62年4月7日	航空自衛隊達第22号	平成24年3月23日	航空自衛隊達第5号
平成元年3月16日	航空自衛隊達第25号	平成24年9月26日	航空自衛隊達第51号
平成2年3月27日	航空自衛隊達第13号	平成25年3月25日	航空自衛隊達第22号
平成3年3月27日	航空自衛隊達第10号	平成25年7月31日	航空自衛隊達第54号
平成3年11月26日	航空自衛隊達第28号	平成26年3月24日	航空自衛隊達第18号
平成4年6月19日	航空自衛隊達第26号	平成28年1月29日	航空自衛隊達第19号
平成4年8月10日	航空自衛隊達第39号	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号
平成5年7月8日	航空自衛隊達第23号	平成31年3月25日	航空自衛隊達第6号
平成6年2月22日	航空自衛隊達第6号	令和2年4月22日	航空自衛隊達第30号
平成6年9月30日	航空自衛隊達第34号	令和3年3月17日	航空自衛隊達第18号
平成6年11月18日	航空自衛隊達第41号	令和3年7月1日	航空自衛隊達第61号
平成7年3月27日	航空自衛隊達第9号	令和5年3月16日	航空自衛隊達第10号
平成7年6月29日	航空自衛隊達第25号	令和5年11月30日	航空自衛隊達第48号
平成8年4月15日	航空自衛隊達第10号	令和5年11月30日	航空自衛隊達第48号
平成8年10月21日	航空自衛隊達第20号	令和6年7月12日	航空自衛隊達第43号

航空自衛隊輸送規則を次のように定める

航空自衛隊輸送規則（登録報告）（登録外報告）

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 職責（第4条—第8条）
- 第3章 空輸及び空輸計画（第9条・第10条）
- 第4章 空輸要求及び輸送請求等（第11条—第15条）
- 第5章 輸送の業務分担及び責任（第16条—第25条）
- 第6章 部外輸送機関による輸送（第26条—第29条）
- 第7章 危険品、患者及び遺骨等の輸送（第30条—第33条）
- 第8章 事故処理（第34条・第35条）
- 第9章 記録及び報告（第36条—第38条）
- 第10章 雑則（第39条・第40条）

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊における輸送に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 航空自衛隊における輸送については、関係法令等に定めがあるもののほか、この達に定めるところによる。

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。）第76条から第79条の2まで、第81条、第81条の2、第82条の2から第83条の3まで、第84条の3、第84条の4、第84条の5、第100条、第100条の5、第100条の6、第100条の8、第100条の10、第100条の12、第100条の14、第100条の16及び第100条の18の規定に係る輸送については、別に定めるもののほか、この達に定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 編制部隊及び機関並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに支処並びに航空幕僚監部をいう。
- (2) 基地等 基地及び分屯基地をいう。
- (3) 基地業務担当部隊等 基地及び分屯基地の基地業務を担当する部隊又は機関をいう。
- (4) 輸送機 航空総隊司令官及び航空支援集団司令官の隷下部隊が保有し、主として人員及び貨物等の輸送業務に供する航空機をいう。
- (5) 輸送機等 航空総隊司令官の隷下部隊が保有する航空機（航空救難団の航空機に限る。）及び航空支援集団司令官の隷下部隊が保有する航空機（飛行点検隊の航空機を除く。）をいう。
- (6) 空輸 輸送機等による輸送をいう。
- (7) 定期運航 あらかじめ設定された経路及び時間に基づき実施する定期的な輸送機の運航をいう。
- (8) 不定期運航 滞貨等輸送のために実施する不定期な輸送機の運航をいう。
- (9) 特別運航 空輸要求に基づき実施する輸送機等の運航をいう。
- (10) 空輸要求 定期運航によりがたい空輸を必要とする場合で、新たに輸送機等による輸送を要求する行為をいう。
- (11) 空輸割当て 空輸要求に対し特別運航の枠をあらかじめ割り当てる行為をいう。
- (12) 輸送請求 人員、貨物等の輸送を請求する行為をいう。
- (13) 貨物 輸送を必要とする物品をいう。
- (14) 託送文書 郵政業務を担当する隊、課等において取り扱う文書及び資料であって、輸送機等又は自衛隊の車両に託送するものをいう。
- (15) 貨物等 貨物及び託送文書をいう。

- (16) 空港業務 空輸に係る輸送請求の処理、搭乗の受付及び案内、貨物等の輸送機等への搭載及び輸送機等からのしゃ下並びに一時保管、空輸関係帳票類の作成及び処理等、飛行場又は場外離着陸場における空輸に関する業務をいう。
- (17) 他自衛隊 隊法第2条第1項に規定する自衛隊のうち、航空自衛隊を除いたものをいう。
- (18) 輸送支援等 航空自衛隊が輸送に関し、他自衛隊を支援し、又は他自衛隊から支援を受けることをいう。
- (19) 場外離着陸場 輸送機等が離陸又は着陸できる場所であつて、飛行場以外の場所をいう。

## 第2章 職責

### (上級部隊等の長)

第4条 基地業務担当部隊等の上級部隊等の長は、輸送に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指揮下部隊等に対する方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 指揮下部隊等の能力の把握に関すること。
- (3) 指揮下部隊等に対する監督及び指導に関すること。
- (4) 相応する他自衛隊の部隊等の長との輸送支援等の調整に関すること。

### (航空総隊司令官)

第4条の2 航空総隊司令官は、保有する輸送機等による空輸に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 計画及び実施に関すること。
- (2) 能力の把握に関すること。
- (3) 航空支援集団司令官との空輸の計画及び空輸実施上の調整に関すること。
- (4) 部隊等（航空自衛隊から空輸の支援を受ける他自衛隊の部隊等を含む。次条第4号において同じ。）の長との空輸実施上の調整及び指導に関すること。
- (5) 空港業務担当部隊等（別表第1に掲げる部隊等のほか、場外離着陸場を保有する部隊等を含む。以下同じ。）の長に対する空輸の調整及び指導に関すること。

### (航空支援集団司令官)

第5条 航空支援集団司令官は、保有する輸送機等による空輸に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 計画及び実施に関すること。
- (2) 能力の把握に関すること。
- (3) 航空総隊司令官との空輸の計画及び空輸実施上の調整に関すること。
- (4) 部隊等の長との空輸実施上の調整及び指導に関すること。
- (5) 空港業務担当部隊等の長に対する空輸の調整及び指導に関すること。

(補給本部長)

第6条 補給本部長は、輸送に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 航空幕僚長の示す計画に基づく予算の執行計画に関すること。
- (2) 予算要求に必要な資料の作成に関すること。
- (3) 部隊等が行う運搬費を伴う輸送の技術指導及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務を実施するために必要な細部手順の作成並びに現況の把握、資料の収集、分析、整理、報告及び通知に関すること。
- (5) 相応する他自衛隊の部隊等の長との輸送支援等の調整に関すること。

(基地業務担当部隊等の長)

第7条 基地業務担当部隊等の長は、輸送に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 当該基地等に所在する部隊等（臨時に所在する部隊等を含む。）の長が必要とする輸送、上級部隊等の長から命ぜられた輸送及び当該基地等に所在しない部隊等の長から依頼された輸送の計画及び実施に関すること。
- (2) 当該基地等における能力の把握に関すること。
- (3) 相応する他自衛隊の部隊等の長との輸送支援等の調整に関すること。

(空港業務担当部隊等の長)

第8条 空港業務担当部隊等の長は、空港業務に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 計画及び実施に関すること。
- (2) 第12条に規定する空輸割当てに基づく空輸の統制に関すること。
- (3) 能力の把握に関すること。

### 第3章 空輸及び空輸計画

(空輸)

第9条 人員及び貨物等の空輸は、定期運航、不定期運航及び特別運航により実施する。

(空輸計画)

第10条 定期運航、不定期運航及び特別運航の計画は、航空幕僚長の示す年度飛行時間割当て及び年度空輸計画を基準とし、別に定めるところにより航空総隊司令官及び航空支援集団司令官が定めるものとする。

### 第4章 空輸要求及び輸送請求等

(空輸要求)

第11条 空輸要求を次により区分する。

- (1) 年度空輸要求
- (2) 月間空輸要求
- (3) 緊急空輸要求

- 2 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長並びに航空方面隊司令官は、特別運航による空輸を必要とする場合（指揮下部隊等の長が必要とする場合を含む。）は、別に定めるところにより年度空輸要求は、航空幕僚長に上申するものとし、その他の空輸要求は、輸送機等の機種に応じ、航空総隊司令官又は航空支援集団司令官に要求するものとする。
- 3 航空自衛隊から空輸の支援を受ける他自衛隊の長からの空輸要求については、前項の規定に準じて取り扱うものとする。
- 4 部外者（隊員以外の者をいう。）についての空輸要求に関しては、航空機の搭乗に関する達（昭和43年航空自衛隊達第8号）に定めるところによる。

（空輸割当て）

第12条 航空総隊司令官及び航空支援集団司令官は、前条の規定に基づき空輸要求を行った部隊等の長及び他自衛隊の長に対し空輸割当てを行い、航空幕僚長（整備・補給課長気付）に報告（14-J13(C-2)）するとともに、関係部隊等の長に写しを送付するものとする。

（輸送請求）

第13条 部隊等の長は、輸送の実施を必要とする場合（前条の規定に基づき空輸割当てを受けた場合を含む。）は、当該部隊等が所在する基地等の基地業務担当部隊等の長に対し、輸送請求を行うものとする。

- 2 部隊等の長は、前項の輸送請求にあたり、特定の輸送手段を希望する場合又は当該輸送が特別の手續若しくは取扱いを要する場合は、その旨を基地業務担当部隊等の長に申し出るものとする。

（輸送優先順位）

第14条 基地業務担当部隊等の長は、輸送請求の内容を検討して、輸送優先順位を決定するものとする。

（輸送手段の選定）

第15条 輸送手段の選定は、第12条に規定する空輸割当てに基づく輸送請求に係るものを除き、発地の基地業務担当部隊等の長が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、中継輸送をするときは、当該中継地以降の輸送手段の選定は、中継地の基地業務担当部隊等の長が発地の基地業務担当部隊等の長と調整のうえ、行うものとする。
- 3 基地業務担当部隊等の長は、輸送手段の選定にあたっては、必要に応じ、輸送請求を行った部隊等（以下「請求部隊等」という。）の長と調整するものとする。

第5章 輸送の業務分担及び責任

（輸送指揮官）

第16条 請求部隊等の長は、部隊輸送にあたっては、通常、輸送手段に応ずる移動単位ごとに輸送指揮官を指名するものとする。

2 輸送指揮官は、出発地から目的地に到着するまで、又は指定された指揮官に引き継ぐまでの間の当該部隊の引率、規律の維持、安全及び衛生並びに関係部隊等との連絡調整等に任ずるものとする。

(物品率領者)

第17条 基地業務担当部隊等の長は、貨物等の輸送にあたって必要のある場合には、請求部隊等の長から物品率領者の差し出しを受けることができる。

2 物品率領者は、輸送間の貨物等の監視、取扱いに関する技術的助言、緊急時の処置及び関係部隊等との連絡調整に任ずるものとする。

(貨物等の中継輸送)

第18条 発地の基地業務担当部隊等の長は、貨物等の中継輸送を必要とする場合は、中継地の基地等の基地業務担当部隊等の長に依頼することができる。

(貨物等の輸送の責任)

第19条 発地の基地業務担当部隊等の長は、着地、中継地又はこれらの最寄りの駅等(第26条第1号の鉄道機関の駅及び同条第2号の運送業者の営業所をいう。以下同じ。)までの貨物等の輸送の責任を有する。

2 着地の基地業務担当部隊等の長は、最寄りの駅等から着地までの貨物等の輸送の責任を有する。

3 中継地の基地業務担当部隊等の長は、中継輸送貨物等の到着にあたっては着地の基地業務担当部隊等の長として、中継輸送貨物等の発送にあたっては発地の基地業務担当部隊等の長として責任を有する。

(警戒隊等に対する緊急貨物輸送の支援)

第20条 別表第2の左欄に掲げる基地業務担当部隊等の長は、当該右欄に掲げる警戒隊等に対し、別に定める輸送優先順位3以上の貨物の輸送の支援を行うものとする。

(契約工場に係る輸送)

第21条 要修理品及び官給品等の契約工場(航空自衛隊物品管理補給規則(昭和43年航空自衛隊達第35号。以下「補給規則」という。)第16条第1項の契約工場をいう。以下同じ。)への搬入に伴う輸送は、原則として、発地の基地業務担当部隊等の長が担当するものとする。ただし、契約工場が発地から遠隔の地にある場合にあっては、発地の基地業務担当部隊等の長は、契約工場の最寄りの駅等又は飛行場からの輸送について、契約工場の最寄りの地域に所在する基地等の基地業務担当部隊等の長に依頼することができる。

2 契約工場からの搬出に伴う輸送は、原則として、当該搬出物品の補給担任補給処等(補給規則第18条第1項から第3項までの規定により補給を担当する補給処又は支処をいう。以下同じ。)が所在する基地等の基地業務担当部隊等の長が担当するものとする。ただし、契約工場が補給担任補給処等が所在する基地等から遠隔の地にある場合にあつ

ては、当該基地業務担当部隊等の長は契約工場の最寄りの地域に所在する基地等の基地業務担当部隊等の長に当該輸送を依頼することができる。

第22条 補給本部長は、前条第1項ただし書及び第2項ただし書の輸送に関し必要な実施要領を定め、速やかに航空幕僚長（装備課長気付）に報告（登録外報告）するとともに、関係部隊等の長に通知するものとする。

2 前条第1項ただし書及び第2項ただし書の輸送の実施については、前項の規定に基づき補給本部長が定める実施要領によるものとする。

（他自衛隊との管理換に伴う輸送）

第23条 航空自衛隊と他自衛隊との管理換に伴う輸送は、原則として、物品を出荷する側が担当するものとする。ただし、物品を受領する側がみずから輸送する場合及び特別の輸送方法により輸送する場合にあっては、この限りでない。

（貨物の搭載及びしゃ下）

第24条 貨物の輸送に伴う搭載は発地の基地業務担当部隊等（空輸の場合にあっては、空港業務担当部隊等）の長が、しゃ下は着地の基地業務担当部隊等（空輸の場合にあっては、空港業務担当部隊等）の長が担当するものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、貨物の搭載又はしゃ下のために特に人員又は器材を必要とする場合には、当該基地等に所在する関係部隊等の長から差し出しを受けることができる。

（航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び空港業務担当部隊等の長の業務担当区分）

第25条 航空総隊司令官及び航空支援集団司令官は、輸送機等の機内における人員、貨物等の取扱い及び諸作業を担当するとともに、空港業務担当部隊等の長が機外において実施する諸作業の技術的指導を担当するものとする。

2 空港業務担当部隊等の長は、輸送機等の機外における人員、貨物等の取扱い及び諸作業を担当するとともに、航空総隊司令官及び航空支援集団司令官が機内において実施する諸作業の支援を担当するものとする。

## 第6章 部外輸送機関による輸送

（部外輸送機関の利用）

第26条 基地業務担当部隊等の長は、人員及び貨物の輸送のために、次の各号に掲げる部外輸送機関を利用することができる。

（1）旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）

第1条第3項に規定する会社、及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）付則第2条第1項に規定する新会社並びにこれらと連絡運輸する輸送機関（以下「鉄道機関」という。）

（2）分任支出負担行為担当官（航空自衛隊会計事務取扱規則（昭和48年航空自衛隊達第2号）別表第1の3の表に掲げる者のうち、航空中央業務隊司令をいい、以下「分

支担当」という。)及び基地業務担当部隊等の契約担当官が契約する運送、郵便及び信書便の業者

(後払証)

第27条 鉄道機関により輸送を行う場合(人員の移動であつて旅費(日当及び宿泊料を除く。)を支給される場合を除く。)は、その運賃料金の支払いに後払証を使用するものとする。ただし、後払証以外による支払が適当である場合は、この限りでない。

2 後払証の発行権者は、基地業務担当部隊等の長とする。

(後払証に係る検査官)

第27条の2 補給本部長は、分支担当官の求めに応じ、後払証に係る検査官を適任者のうちから指名し、分支担当官に通知するものとする。指名を取り消した場合も、また同様とする。

(輸送役務の発注命令)

第28条 基地業務担当部隊等の長は、第26条第2号の運送業者のうち、分支担当官が輸送役務契約をした運送業者の役務(以下「分支担当官契約輸送役務」という。)により輸送を行う場合は、次条第1項の輸送役務発注担当官又は第2項の代理官に役務の発注を命ずるものとする。

(輸送役務発注担当官、輸送役務検査官及び輸送役務監督官の指名等)

第29条 分支担当官契約輸送役務の発注をする輸送役務発注担当官の指定官職及び事務の範囲は、別表第3のとおりとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、前項に定める輸送役務発注担当官が行う事務の代理を行う代理官を適任者のうちからあらかじめ指名し、分支担当官に通知するものとする。

なお、指名を取り消した場合も、また同様とする。

3 前項の代理官は、別表第3に定める輸送役務発注担当官が次の各号の一に該当する場合は、その事務の代理を行うことができるものとする。

(1) 欠けた場合

(2) 休職又は停職を命ぜられた場合

(3) 出張、休暇又は欠勤しているため、その職を行うことができない場合

4 基地業務担当部隊等の長は、分支担当官契約輸送役務の検査(後払証に係る検査を除く。以下同じ。)をする輸送役務検査官を適任者のうちから指名し、分支担当官に通知するものとする。指名を取り消した場合も、また同様とする。

5 補給本部長は、分支担当官の求めに応じ、分支担当官契約輸送役務の検査をする輸送役務検査官を適任者のうちから指名し、分支担当官に通知するものとする。指名を取り消した場合も、また同様とする。

6 補給本部長に指名された輸送役務検査官を輸送役務主任検査官とする。輸送役務主任検査官は、輸送役務検査官による役務完了の証明がなされた発注書を検査し、検査調書



を作成するものとする。

- 7 基地業務担当部隊等の長は、特に、分支担官契約輸送役務の監督をする輸送役務監督官を置く必要がある場合は、適任者のうちから指名し、分支担官に通知するものとする。指名を取り消した場合も、また同様とする。
- 8 基地業務担当部隊等の長は、前項の輸送役務監督官を特に貨物の出荷部隊等又は受領部隊等に置く必要があると認めた場合は、当該部隊等の長にその指名を依頼することができる。
- 9 出荷部隊等又は受領部隊等の長は、前項の依頼により輸送役務監督官を指名した場合は、分支担官に通知するものとする。指名を取り消した場合も、また同様とする。
- 10 分支担官は、第2項、第4項、第5項、第7項及び第9項の通知に基づき、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第12号に規定する職員として任免の処置を行うものとする。

## 第7章 危険品、患者及び遺骨等の輸送

### （危険品に関する通知）

第30条 請求部隊等の長は、次の各号に掲げる危険品について、基地業務担当部隊等の長に対して、当該危険品の性状、危険の程度、取扱要領及び緊急時の処置等について、あらかじめ通知するものとする。

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬、爆薬及び火工品
  - (2) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高压ガス
  - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
  - (4) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素
  - (5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物
  - (6) 航空法（昭和27年法律第231号）第86条第1項に規定する物件
- 2 前項の通知を受けた基地業務担当部隊等の長は、当該危険品の輸送に係りのある部隊等の長へ事前に必要な事項を通知するものとする。

### （危険品の輸送制限）

第31条 危険品は、別に定める場合を除き空輸してはならない。

### （患者の空輸）

第32条 請求部隊等の長は、原則として医官（医官の補職されていない基地等にあつては、衛生隊（課）長）の患者空輸の指示又は認定の証明を付するものとする。

- 2 航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び空港業務担当部隊等の長は、請求部隊等の長の請求に基づき、患者の空輸のための諸設備の調整及び器材の準備等所要の処置を行うものとする。

3 患者の空輸の基準は、別に定めるところによる。

(遺骨等の空輸)

第33条 部隊等の長は、殉職した隊員の遺骨又は遺体の空輸を必要とする場合は、第11条に示す空輸要求を行うことができる。

2 請求部隊等の長は、前項の遺体の空輸を必要とする場合には、空輸のための必要な処置を講じるものとする。

#### 第8章 事故処理

(輸送指揮官又は物品宰領者の処置)

第34条 輸送指揮官又は物品宰領者は、輸送中の人員又は貨物等に事故が発生した場合は、負傷者の救急、貨物等の被害局限等臨機の処置をとるとともに、関係部隊等の長に報告し、又は通知するものとする。

2 輸送指揮官又は物品宰領者は、必要に応じ、事故発生場所の最寄りの基地等の基地業務担当部隊等の長に所要の支援を依頼することができる。

(貨物等の事故処理)

第35条 貨物等の輸送において、数量不足、破損等の事故が発生した場合は、発地、中継地及び着地の基地業務担当部隊等の長は、相互に調整して事故処理にあたるものとする。

#### 第9章 記録及び報告

(記録)

第36条 基地業務担当部隊等の長は、人員及び貨物等の輸送実績を航空自衛隊クラウドシステムの端末装置（以下「端末装置」という。）により記録するものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、予算の執行状況を明らかにするための台帳を整備するとともに、端末装置により記録するものとする。

(輸送実績等の報告及び通知)

第37条 基地業務担当部隊等の長は、当該基地等における輸送実績及び運搬費使用実績を端末装置により補給本部長に通知するものとする。

2 航空総隊司令官及び航空支援集団司令官は、空輸実績を集計して、端末装置により航空幕僚長（整備・補給課長気付）に報告するものとする（SS-J5(D)、SS-J6(D)、SS-J7(D)、SS-J8(D)）。

3 補給本部長は、第1項の通知を集計及び審査して、端末装置により航空幕僚長（整備・補給課長気付）に報告するものとする（SS-J1(D)、SS-J9(D)、SS-J10(D)、SS-J26-2(D)）。

(証票類の保存期間)

第38条 輸送の関係する台帳並びに運賃、料金等の支払の証拠となる証票類及びその明細は当該会計年度の翌年4月1日から起算して5年、その他の証票類は1年保存するものとする。

#### 第10章 雑則

(細部手続等)

第39条 この達の実施について必要な細部手続等は、別に定める。

(委任規定)

第40条 部隊等の長は、この達に定めるもののほか、この達に実施について必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この達は、昭和53年1月1日から施行する。
- 2 次に掲げる達は、廃止する。
  - (1) 航空自衛隊輸送役務調達実施規則（昭和33年航空自衛隊達第11号）
  - (2) 航空自衛隊空中輸送規則（昭和35年航空自衛隊達第48号）
  - (3) 航空自衛隊鉄道輸送規則（昭和36年航空自衛隊達第46号）
- 3 航空機のとう乗に関する達（昭和43年航空自衛隊達第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 空港業務担当部隊等

航空自衛隊輸送規則（昭和52年航空自衛隊達第16号。以下「輸送規則」という。）別表第1に規定する空港業務担当部隊等をいう。

第2条第4号、第3条、第9条第1項並びに第11条第2項及び第3項中「空輸担当部隊等」を「空港業務担当部隊等」に改める。

第5条第1項第1号中「航空自衛隊空中輸送規則（昭和35年航空自衛隊達第48号。以下「空中輸送規則」という。）を「輸送規則」に改める。

附 則（昭和52年12月26日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則（昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和55年10月2日航空自衛隊達第18号）

この達は、昭和55年10月8日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日航空自衛隊達第25号）

この達は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和56年2月2日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄）

この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和57年12月16日航空自衛隊達第38号）

この達は、昭和57年12月21日から施行する。

附 則（昭和59年1月19日航空自衛隊達第1号）

この達は、昭和59年1月26日から施行する。

附 則（昭和59年5月8日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和59年5月8日から施行する。

附 則（昭和59年10月8日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和59年10月25日から施行する。

附 則（昭和60年1月25日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和60年3月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日航空自衛隊達第12号）

この達は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年11月10日航空自衛隊達第22号）

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則（昭和62年4月7日航空自衛隊達第22号）

この達は、昭和62年4月7日から施行し、改正後の第24条の規定は、同月1日から適用する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成2年3月27日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成2年3月31日から施行する。

附 則（平成3年3月27日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成3年3月30日から施行する。

附 則（平成3年11月26日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年6月19日航空自衛隊達第26号）

この達は、平成4年6月19日から施行する。

附 則（平成4年8月10日航空自衛隊達第39号）

この達は、平成4年8月10日から施行する。

附 則（平成5年7月8日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成6年2月22日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成6年3月22日から施行する。

附 則（平成6年9月30日航空自衛隊達第34号）

この達は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年11月18日航空自衛隊達第41号）

この達は、平成6年11月18日から施行する。

附 則（平成7年3月27日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成7年3月31日から施行する。

附 則（平成7年6月29日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年4月15日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成8年10月21日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成8年10月22日から施行する。

附 則（平成9年11月25日航空自衛隊達第26号抄）

この達は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成12年4月28日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成13年7月11日航空自衛隊達第32号抄）

この達は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年7月24日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成14年7月24日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年7月25日航空自衛隊達第31号）

この達は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年5月30日航空自衛隊達第28号抄）

この達は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則（平成21年3月27日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日航空自衛隊達第32号）

この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月23日航空自衛隊達第5号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年9月26日航空自衛隊達第51号）

この達は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第54号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第19号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（令和2年4月22日航空自衛隊達第30号）

この達は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号）

この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則（令和3年7月1日航空自衛隊達第61号）

この達は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日航空自衛隊達第10号）

この達は、令和5年3月16日から施行する。

附 則（令和5年11月30日航空自衛隊達第48号）

この達は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和6年7月12日航空自衛隊達第 号）

この達は、令和6年7月12日から施行する。

## 別表第1（第5条、第8条関係）

## 空 港 業 務 担 当 部 隊 等

空港業務担当部隊等	担当飛行場	備 考
第2航空団	千歳	<p>1 航空自衛隊が整備した場外離着陸場の空港業務は、当該離着陸場を保有する基地等の基地業務担当部隊等の長が、担当するものとする。</p> <p>2 本表及び前項に示す以外の飛行場及び場外離着陸場に輸送機等が発着する場合の空港業務は、原則として当該飛行場及び場外離着陸場の最寄りの基地等の基地業務担当部隊等の長が担当するものとする。</p> <p>3 硫黄島飛行場の現地における空港業務については、硫黄島基地隊司令が担当するものとする。</p>
第3航空団	三沢	
第20高射隊	八雲	
第6航空団	小松	
第7航空団	百里	
中部航空警戒管制団	入間	
	硫黄島	
第5航空団	新田原	
第8航空団	築城	
西部航空警戒管制団	福岡	
第9航空団	那覇	
秋田救難隊	秋田	
新潟救難隊	新潟	
作戦システム運用隊	横田	
第1輸送航空隊	名古屋	
第3輸送航空隊	美保	
第1航空団	浜松	
第4航空団	松島	
第11飛行教育団	静浜	
第12飛行教育団	防府	
第3術科学校	芦屋	
第2補給処	岐阜	
第4補給処木更津支処	木更津	

## 別表第2（第20条関係）

## 警戒隊等に対する緊急貨物輸送の支援担当区分

基地業務担当部隊等	警 戒 隊 等
第2航空団	第18警戒隊（稚内）
	第26警戒隊（根室）
	第28警戒隊（網走）
	第29警戒隊（奥尻島）
	第36警戒隊（襟裳）
	第45警戒隊（当別）
	第11高射隊（長沼）
	第20高射隊（八雲）
第3航空団	第29警戒隊（奥尻島）
	第33警戒隊（加茂）
	第37警戒隊（山田）
	第42警戒隊（大湊）
	第21高射隊（車力）
第6航空団	第23警戒隊（輪島）
中部航空警戒管制団	第1警戒隊（笠取山）
	第5警戒隊（串本）
	第22警戒隊（御前崎）
	第23警戒隊（輪島）
	第27警戒隊（大滝根山）
	第35警戒隊（経ヶ岬）
	第44警戒隊（峯岡山）
	第46警戒隊（佐渡）
	第1高射隊（習志野）
	第2高射隊（武山）
	第3高射隊（霞ヶ浦）
	硫黄島基地隊（硫黄島）
第5航空団	第13警戒隊（高畑山）
	第55警戒隊（沖永良部島）
	奄美通信隊（奄美大島）



第8航空団	土佐清水通信隊（土佐清水）
西部航空警戒管制団	第7警戒隊（高尾山）
	第9警戒隊（下甕島）
	第13警戒隊（高畑山）
	第15警戒隊（福江島）
	第17警戒隊（見島）
	第19警戒隊（海栗島）
	第43警戒隊（背振山）
	土佐清水通信隊（土佐清水）
	第8高射隊（高良台）
	奄美通信隊（奄美大島）
第9航空団	第53警戒隊（宮古島）
	第54警戒隊（久米島）
	第55警戒隊（沖永良部島）
	第56警戒隊（与座岳）
	奄美通信隊（奄美大島）
	第18高射隊（知念）
	第19高射隊（恩納）
秋田救難隊	第33警戒隊（加茂）
新潟救難隊	第46警戒隊（佐渡）
第1輸送航空隊	第1警戒隊（笠取山）
	第5警戒隊（串本）
	第23警戒隊（輪島）
	第35警戒隊（経ヶ岬）
	第12高射隊（饗庭野）
	第14高射隊（白山）
第3輸送航空隊	第7警戒隊（高尾山）
	第17警戒隊（見島）
第1航空団	第22警戒隊（御前崎）
第4航空団	第33警戒隊（加茂）
	第37警戒隊（山田）
	第27警戒隊（大滝根山）

第 1 1 飛行教育団	第 2 2 警戒隊 (御前崎)
第 1 2 飛行教育団	第 1 7 警戒隊 (見島)
	土佐清水通信隊 (土佐清水)
第 3 術科学校	第 1 9 警戒隊 (海栗島)
	土佐清水通信隊 (土佐清水)
第 2 補給処	第 1 2 高射隊 (饗庭野)
	第 1 4 高射隊 (白山)
第 4 補給処木更津支処	第 4 4 警戒隊 (峯岡山)
	第 1 高射隊 (習志野)

## 別表第3（第29条関係）

## 分支担当契約輸送役務発注担当官の指定官職及び事務の範囲

基地業務担当部隊等	指 定 官 職	事 務 の 範 囲
第2航空団	管理隊長	予算執行職員等の責任に関する法律第2条第1項第12号に規定する分支担当の補助者としての分支担当契約輸送役務の発注及び役務費の審査に関する事務
第3航空団	管理隊長	
第18警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第26警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第28警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第29警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第33警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第36警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第37警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第42警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第45警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第11高射隊	隊長に直結する組織の長	
第20高射隊	隊長に直結する組織の長	
第21高射隊	隊長に直結する組織の長	
第6航空団	管理隊長	
第7航空団	管理隊長	
中部航空警戒管制団	管理隊長	
第1警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第5警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第22警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第23警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第27警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第35警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第44警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第46警戒隊	隊長に直結する組織の長	
第12高射隊	隊長に直結する組織の長	
第14高射隊	隊長に直結する組織の長	
第5航空団	管理隊長	
第8航空団	管理隊長	

西部航空警戒管制団	管理隊長
第7警戒隊	隊長に直結する組織の長
第9警戒隊	隊長に直結する組織の長
第13警戒隊	隊長に直結する組織の長
第15警戒隊	隊長に直結する組織の長
第17警戒隊	隊長に直結する組織の長
第19警戒隊	隊長に直結する組織の長
第43警戒隊	隊長に直結する組織の長
第8高射隊	隊長に直結する組織の長
第9航空団	管理隊長
第53警戒隊	隊長に直結する組織の長
第54警戒隊	隊長に直結する組織の長
第55警戒隊	隊長に直結する組織の長
第56警戒隊	隊長に直結する組織の長
第18高射隊	隊長に直結する組織の長
第19高射隊	隊長に直結する組織の長
秋田救難隊	隊長に直結する組織の長
新潟救難隊	隊長に直結する組織の長
作戦システム運用隊	基地業務隊長
第1輸送航空隊	管理隊長
第3輸送航空隊	管理隊長
航空気象群	基地業務隊長
第1航空団	管理隊長
第4航空団	管理隊長
第11飛行教育団	管理隊長
第12飛行教育団	管理隊長
航空教育隊	管理隊長
幹部候補生学校	管理課長
第3術科学校	管理課長
第4術科学校	管理課長
航空中央業務隊	輸送科長
幹部学校	管理課長

第2補給処	管理課長	
第2補給処十条支処	業務課長	
第4補給処高蔵寺支処	管理課長	
第4補給処東北支処	管理課長	
第4補給処木更津支処	業務課長	